

## 事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が受けられる場合

番	区 分
1	道路法による道路又は道路運送法による一般自動車道
2	河川法が適用若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム水路、貯水池その他の施設
3	砂防法による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
4	国又は都道府県が設置する地すべり等防止法による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
5	国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設
6	運河法による運河の用に供する施設
7	国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。)又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
8	国、都道府県又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が土地改良法によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
9	鉄道事業法による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分
10	港湾法による港湾施設又は漁港漁場整備法による漁港施設
11	海岸法による海岸保全施設
12	航路標識法による航路標識又は水路業務法による水路測量標
13	航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの
14	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測の用に供する施設 (法第3条第13号に掲げる施設のうち通報の用に供する施設は含まれない)
15	日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のもの
16	海上保安庁が設置する電気通信設備
17	電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設(当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る)

番	区 分
18	電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、最大出力 10 万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力 5,000 キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設(離島において設置されるものに限る。)又は送電施設若しくは使用電圧 5 万ボルト以上の変電施設
19	ガス事業法によるガス工作物のうち高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器
20	水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水道の用に供する施設
21	市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設
22	都道府県又は水防法による水防管理団体が水防の用に供する施設
23	次に掲げるものための施設(第 21 号の一部) (イ)地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校 (ロ)国の設置に係る特別支援学校 (ハ)私立学校法第 3 条に規定する学校法人の設置に係る幼稚園及び高等学校 (ニ)国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所
24	次に掲げるものための施設 (イ)国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第 4 号の 2 に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに同法第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センター (ロ)地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） (ハ)地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る保育所（児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。） (ニ)地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る小規模保育事業の用に供する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第 1 号に規定する施設のうち利用定員が 10 人以上であるものをいう。） (ホ)学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園
25	地方公共団体の設置に係る火葬場

番	区 分
26	地方公共団体の設置に係ると畜場法によると畜場又は化製場等に関する法律による化製場若しくは死亡獣畜取扱場
27	地方公共団体が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）
28	国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センター
29	都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園（「都市公園」とは①都市計画施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するもの②都市計画法により指定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は③都市計画施設である公園若しくは緑地で国が設置するものをいい、これらの地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む。）
30	独立行政法人水資源機構法第 2 条第 2 項に規定する水資源開発施設で 1 日につき 10 万立方メートル以上の原水を供給する能力を有するもの（水資源開発基本計画に基づいて新築又は改築として行う次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係るものは除く。）及び水資源開発公団から承継した同施設 ①ダム、河口せき、湖沼水位調整施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ②①に掲げる施設と密接な関係を有する施設）
31	1 から 30 までに掲げるものに関する事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設
32	土地収用法第 3 条各号のいずれかに該当するもの（当該いずれかに該当するものと他の当該各号にいずれかに該当するものとが一組の施設として一の効用を有する場合には、当該一組の施設とし、1 から 31 までに該当するものを除く。）に関する事業で一団地の面積において 10 ヘクタール以上のもの（拡張に関する事業にあってはその買い取った土地を含めた拡張後の一団地の土地の面積が 10 ヘクタール以上のもの）に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産を買い取られた場合
33	河川法第 22 条第 1 項（洪水時等における緊急措置）の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合
34	水防法第 21 条（公用負担）の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合
35	土地改良法第 119 条（障害物の移転等）又は第 120 条（急迫の際の使用等）の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合

番	区 分
36	道路法第 68 条（非常災害時における土地の一時使用等）の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合
37	住宅地区改良法の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合
38	測量法の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合
39	鉱業法又は採石法の規定に基づいて収用することができる資産を買い取られた場合
40	日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づいて収用することができる資産が買い取られた場合